

改正

令和4年2月3日告示第11号

屋久島町移住者住宅取得事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町外から本町への移住及び定住を促進することにより地域の活性化を図り、少子高齢化や人口減少の抑制につなげるため、本町への転入者に対し、予算の範囲内において屋久島町移住者住宅取得事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、屋久島町補助金等交付規則（平成19年屋久島町規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民として永住の意思をもって居住し、5年以上継続して本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本町にあることをいう。
- (2) 新規転入者 転入前3年以上、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき他の市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に記録されていた者で、令和3年4月1日以後に本町に定住を目的として住所を定め5年以内の者をいう。
- (3) 空き家 町内に存在する建物のうち、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない又は使用していない建物をいう。
- (4) 空き家バンク 屋久島町空き家バンク制度実施要綱（令和2年屋久島町告示第173号）に規定する空き家バンクをいう。
- (5) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。

(補助の対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の名称、対象者及び対象経費等は、別表第1のとおりとする。

- 2 本要綱以外の補助制度により、対象経費の一部に補助を受ける場合は、当該補助相当額を対象経費から控除するものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、屋久島町移住者住宅取得事業等補助金交付申請書（別記第1号様式）に別表第1に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 補助金の申請は、申請者及び補助金を申請する物件がともに同一の場合1回限りとする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第4項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請者及び世帯構成員に町税等の滞納がないこと。
- (2) 申請者及び世帯構成員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (3) 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (4) 申請者及び世帯構成員が行う補助事業が、政治活動又は宗教活動を目的としていないと認められること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯でないこと。
- (6) 地域住民との親睦を図り、集落活動に参加するために集落に加入していること。
- (7) 所有者等が空き家改修事業をする場合においては、補助金の交付後5年以上引き続き空き家バンクに登録し、賃貸の用に供すること。ただし、3親等以内への賃貸は対象外とする。
- (8) 新規転入者が住宅取得事業をする場合においては、3親等以内からの取得ではないこと。
- (9) 過去において本要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、第4条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果について、屋久島町移住者住宅取得事業等補助金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）又は屋久島町移住者住宅取得事業等補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施してはならない。ただし、移住費用支援事業についてはこの限りではない。

(事業内容の変更及び廃止)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書

(規則別記第2号様式)に、第4条に規定する書類のうち申請内容に変更が生じたものを添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が定める軽微な変更は除く。

2 前項ただし書の町長が定める軽微な変更とは、次の各号に定める変更とする。

- (1) 交付決定額に影響のない範囲内で、対象事業費の増減が2割を超えない場合
- (2) 事業時期を変更した場合。ただし、期間の延長は除く。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、規則第14条に規定する実績報告をするときは、補助事業等実績報告書(規則別記第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要した経費を明らかにできる書類及びその支払いを証明できる書類
- (2) 完成写真(移住費用支援事業の場合は除く。)
- (3) 住民票(事業後に住所を移す場合に限り。)
- (4) 集落加入証明書(別記第4号様式)
- (5) 取得した住宅及び土地の登記証明書又は建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済証の写し(移住者住宅取得費用支援事業の場合に限り。)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、屋久島町移住者住宅取得事業等補助金確定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 町長は、規則第17条第3項の規定による概算払の請求を受けた場合において、必要があると認めるときは、補助金交付決定額の9割以内の額を概算払により交付することができる。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 第5条に規定する補助金交付の条件を満たさなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が、特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、屋久島町移住者住宅取得事業等補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記第6号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を命じる金額は、別表第2のとおりとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月3日告示第11号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

名称	対象者	対象経費	補助率及び限度額	申請書添付書類
1 移住者 住宅取得 費用支援 事業	新規転入者 で、住宅を取 得する者	新築住宅の取得（土地の取得を含む。）に係る経費	対象経費の10分の1とし、250万円を限度とする（1,000円未満の端数は切り捨てる。）。	(1) 世帯員全員の住民票の写し及び戸籍の附票 (2) 取得に係る経費を明らかにできる書類（見積書、売買契約書等の写し） (3) 図面（位置図、平面図など）
		中古住宅の取得（土地の取得を含む。）に係る経費	対象経費の10分の1とし、100万円を限度とする（1,000円未満の端数は切り捨てる。）。	
2 空き家 改修費用 支援事業	新規転入者 で、中古物件 を取得する者 又は、空き家 バンクに登録 された物件を 賃借する者	(1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれらに付属する備品の購入に係る経費 (2) 内装、屋根、外壁等の改修に係る経費	対象経費の2分の1とし、100万円を限度とする（1,000円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、家財道具の撤去費については、10万円を限度とする。	(1) 世帯員全員の住民票の写し及び戸籍の附票 (2) 住宅改修等に係る経費を明らかにできる書類（見積書等の写し） (3) 写真（事業実施前の施工予定箇所） (4) 改修に関する所有者等の承諾書の写し（賃貸借契約の場合のみ）
	空き家バンク に登録してい る物件又は登 録しようとする物件の所有者等	(3) 上記に伴う不要物の撤去に係る経費 (4) 家財道具の撤去に係る経費		

3 移住費用支援事業	新規転入者のうち、転入後1年以内の者	町外から本町へ移住する際の荷物運搬料及び自動車航空送運賃	対象経費の2分の1とし、20万円を限度とする（1,000円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、同一世帯で転入した日から起算して過去1年以内に、同補助金を受給した者がいる場合は、合算して20万円を限度とする。	(1) 世帯員全員の住民票の写し及び戸籍の附票 (2) 荷物運搬料及び自動車航空送運賃の領収書又はこれに準ずるものの写し
------------	--------------------	------------------------------	---	---

別表第2（第11条関係）

補助金交付からの経過年数	返還（納付）額
1年未満	補助金交付額の100%
1年以上2年未満	補助金交付額の80%
2年以上3年未満	補助金交付額の60%
3年以上4年未満	補助金交付額の40%
4年以上5年未満	補助金交付額の20%

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

屋久島町長 様

屋久島町移住者住宅取得事業等補助金交付申請書

屋久島町移住者住宅取得事業等補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請者

フリガナ		生 年 月 日
氏 名	印	年 月 日
住 所		
電 話 番 号	転 入 年 月 日	
	年 月 日	
メールアドレス		

2 申請の内容

事 業 名	事 業 に 要 す る 経 費		補 助 率 及 び 限 度 額	補 助 金 申 請 額
住宅取得費用 支援事業	新 築	円	対象経費の1/10 2,500,000円	円
	中 古	円	対象経費の1/10 1,000,000円	円
空き家改修費 用 支 援 事 業	改 修	円	対象経費の1/2 1,000,000円	円
	家財道具 の 撤 去	円	対象経費の1/2 100,000円	円
移 住 費 用 支 援 事 業	円		対象経費の1/2 200,000円	円
補助金申請合計額				円

対象物件住所 (移住費用支援事業を除く)	
-------------------------	--

3 各種確認事項（誓約又は同意する場合に○を付けてください）

別紙「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		誓 約 す る
別紙「補助金の交付申請に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		同 意 す る

※ 誓約又は同意できない場合は、補助金の支給対象になりません。

補助金の交付申請に関する誓約事項

〈申請者全員〉

- 1 本補助金の申請に関し、偽りその他の不正な行為がないこと。
- 2 申請者及び世帯構成員に町税等の滞納がないこと。
- 3 世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員ではなく、また、これらと密接な関係も有しないこと。
- 4 補助金の交付申請は、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- 5 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- 6 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する生活保護受給世帯でないこと。
- 7 地域住民との親睦を図り、集落活動に参加すること。
- 8 補助金の交付要件を欠くに至った場合は、屋久島町長に速やかに報告するとともに、以下により補助金を返納すること。

補助金交付からの経過年数	返還(納付)額
1年未満	補助金交付額の100%
1年以上2年未満	補助金交付額の80%
2年以上3年未満	補助金交付額の60%
3年以上4年未満	補助金交付額の40%
4年以上5年未満	補助金交付額の20%

〈申請者が新規転入者の場合〉

- 9 本補助金の交付日以降、本町に5年以上継続して居住する意思を有していること。
- 10 取得する物件が3親等以内からの取得でないこと。
- 11 過去において、本補助金の交付を受けたことがないこと。

〈申請者が所有者等の場合〉

- 12 本補助金の交付により改修する物件は、補助金の交付後5年以上引き続き空き家バンクに登録し、賃貸の用に供すること。ただし、3親等以内への賃貸は行わない。
- 13 過去に、同じ物件において本補助金の交付を受けたことがないこと。

補助金の交付申請に係る個人情報の取扱い

- 本補助金の交付申請事項の確認のため、屋久島町長が、申請者及び世帯員の住民登録情報、町税等の納付状況、集落への加入状況及び暴力団との関係の有無を含む調査を実施すること。

様

屋久島町長



屋久島町移住者住宅取得事業等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった屋久島町移住者住宅取得事業等補助金について、次のとおり交付を決定しましたので、屋久島町移住者住宅取得事業等補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

交付決定金額 円

（備考）

- 1 交付決定者に支払う補助金の額は、本要綱に基づき実績報告書を審査した上で確定させるものとします。
- 2 屋久島町は、事業が適切に実施されているかどうかを確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、交付決定を取り消す場合があります。

様

屋久島町長



屋久島町移住者住宅取得事業等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった屋久島町移住者住宅取得事業等補助金について、次のとおり交付しないことを決定しましたので、屋久島町移住者住宅取得事業等補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

交付しないことを決定した理由

第4号様式（第8条関係）

集 落 加 入 証 明 書

次の者が _____ 集落に加入していることを証明します。

住 所	
氏 名	

年 月 日

集 落 名 _____

区 長 名 _____ 印

様

屋久島町長



屋久島町移住者住宅取得事業等補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった屋久島町移住者住宅取得事業等補助金について、次のとおり交付金額を確定しましたので、屋久島町移住者住宅取得事業等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

確定金額 円

（備考）

- 1 屋久島町は、本補助金の交付を受けた者が、補助金交付の要件を欠くに至った場合は、本要綱第11条に基づき、次のとおり補助金の返還を請求します。

補助金交付からの経過年数	返還（納付）額
1年未満	補助金交付額の100%
1年以上2年未満	補助金交付額の80%
2年以上3年未満	補助金交付額の60%
3年以上4年未満	補助金交付額の40%
4年以上5年未満	補助金交付額の20%

- 2 屋久島町は、事業が適切に実施されているかどうかを確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、前項に定める返還請求を行う場合があります。

様

屋久島町長



屋久島町移住者住宅取得事業等補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した屋久島町移住者住宅取得事業等補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

また、補助金交付決定の取消しに伴い、交付済みの補助金について次のとおり返還を命じます。

補助金交付済額	円
取消しの理由	
返還を求める金額	円
納付期限	